平成２２年（フ）第３０４号
山口県下関市大字福江1560番地
債務者　伊良原　忠
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
香川県高松市木太町1947番地１入谷アパート301号、住民票上の住所香川県高松市鬼無町藤井653番地２
債務者　本津　英伸
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６４号
福岡県筑後市大字熊野1098番地２　市営住宅高銭野団地121号
債務者　東　　晋作
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７８号
福岡県筑後市大字山ノ井862番地２　ロイヤルシャトー羽犬塚412号
債務者　高口　裕貴
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５号
鹿児島県出水郡長島町鷹巣4241番地
債務者　中村　義男
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
鹿児島県薩摩川内市百次町1959番地54
債務者　杉安利枝子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田2802番地１
債務者　篭原　義明
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
鹿児島県薩摩郡さつま町船木680番地
債務者　柿囿　信行
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１３７６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南１丁目11番地の７
債務者　中村　正恵
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７３号
仙台市若林区新寺４丁目９－５　第二丸昌興業ビル407、住民票上の住所仙台市青葉区大倉字横川岳100番地
債務者　早坂万里子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８３号
仙台市青葉区西花苑２丁目23番８号
債務者　植木美奈子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８７号
仙台市宮城野区燕沢２丁目10番43号　シティハイツ東仙台202
債務者　今出川敏枝
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２８号
仙台市青葉区高松１丁目５番８―106号
債務者　石川　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４５号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜２丁目16番５号
債務者　大友　方子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
宮城県石巻市須江字池袋10番地
債務者　市川　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
宮城県石巻市渡波字新沼205番地５、前住所宮城県石巻市渡波町１丁目１番22号
債務者　永沼　優佳（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
宮城県石巻市錦町４番16号
債務者　平岩由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係